

## 社会福祉法人兵庫県共同募金会養父市共同募金委員会規程

平成 16 年 8 月 1 日制定規程第 1 号  
平成 21 年 8 月 20 日制定規程第 1 号

### (目的及び事業)

第 1 条 この規程は、たすけあいの精神を基調として、社会福祉法人兵庫県共同募金会(以下「県共募」という。)が定める共同募金の事業を実施するとともに、養父市(以下「区域内」という。)の社会福祉の増進を目的として、次の事業を行う。

- (1) 区域内における募金活動の実施
- (2) 区域内における募金協力員の組織編成と養成
- (3) 区域内における広報及び啓発活動の実施
- (4) 区域内における福祉に関する資金需要の調査
- (5) 区域内における社会福祉協議会並びに受配者との連絡
- (6) その他目的達成のために必要な事業

### (名称)

第 2 条 名称は、兵庫県共同募金会養父市共同募金委員会(以下「本会」という。)という。

### (事務所)

第 3 条 本会の事務所を兵庫県養父市八鹿町下網場 3 2 0 番地に置く。

### (支部)

第 4 条 本会に支部を置く。

- 2 支部の事業については、細則で定める。

### (代表者)

第 5 条 本会に、会長 1 名、副会長 1 名を置く。

- 2 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長は、募金推進委員の互選により選任する。

### (募金推進委員会)

第 6 条 本会に、募金推進委員会を置く。

- 2 募金推進委員会は、25 名以内の募金推進委員をもって組織する。
- 3 募金推進委員会は、会長が招集し、その議長となる。
- 4 募金推進委員会は、募金推進委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、議決権の委任を受けて出席した代理者は、定足数に算入する。
- 5 募金推進委員会の議事は、出席募金推進委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (募金推進委員会の権限)

第 7 条 募金推進委員会は、第 1 条に定める目的を達成するために必要な事項を決定し、その執行に当たる。

2 この規程において別段の定めのあるもののほか、次の事項は募金推進委員会に附議しなければならない。

- (1) 事業計画並びに予算
- (2) 事業報告並びに決算
- (3) 規程の改正
- (4) その他、会長が必要と認める事項  
(募金推進委員の資格等)

第8条 募金推進委員は、住民の意志を公正に代表する者で、次の各号から選任し、会長が委嘱する。

- (1) 町内会・自治会関係
- (2) 民生委員児童委員関係
- (3) 女性団体関係
- (4) ボランティア関係
- (5) 企業・労働組合・NPO関係
- (6) 社会福祉関係
- (7) 学校教育・社会教育関係
- (8) 知識経験者
- (9) その他、会長において認めるもの

2 募金推進委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠募金推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(監事)

第9条 監事は、本会の業務の監査をし、募金推進委員会に報告する。

2 監事は、募金推進委員会において選任する。

3 監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門部会)

第10条 募金推進委員会に、第1条に定める事業を推進するため、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長の諮問に応え、又は募金推進委員会からの要請に応じ、調査審議する。

3 専門部会の部会員は、会長が委嘱する。

(募金協力員)

第11条 本会に、募金協力員を置く。

2 募金協力員は、区域内における募金活動を行う。

3 募金協力員は、募金推進委員会の推薦により、会長が依頼する。

(会計)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

2 会長は、毎会計年度開始前において事業計画書及び予算を編成し、募金推進委員会の議決を得なければならない。

- 3 会長は、毎会計年度終了後において事業報告書及び決算書を作成し、監事の監査を経てから、募金推進委員会の承認を得て、寄付者に知らせるものとする。
- 4 本会の経費は、県共募からの交付金及びその他の収入をもって支弁する。
- 5 本会の会計に関する規程は、別に定める「共同募金委員会会計実施要領」によるものとする。  
(事務局)

第13条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局に職員を置く。
- 3 事務局職員は、会長が任命する。
- 4 事務局職員の内1名を事務局長とする。
- 5 事務局長は、会計責任者を兼務する。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第12条の規定にかかわらず、平成16年度の会計年度は、平成16年6月1日から平成17年3月31日までとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成21年6月1日から適用する。